

連 絡 事 項

1 平成19年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成19年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県ごとの日程等詳細については、別途通知する。

① 実施時期

4月10日（火）・11日（水）・12日（木）＜予定＞

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）

2. 監査の実施結果（別紙2）

3. 参考資料

（1）管内の保護動向を分析した資料

（2）平成19年度の本庁監査実施要綱

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）

（3）平成18年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」

① 平成17年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所

② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所

③ 別紙2の本庁の評価が「D」、「E」に該当する福祉事務所

2 平成19年度各種研修等日程（予定）

平成19年度における生活保護法施行事務監査関係及び社会福祉法人指導監督関係の研修等を別紙3のとおり予定しているので、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

(別紙2)

2. 監査の実施結果

年度			16年度			17年度			18年度		
福祉事務所											
○ ○ ○ 福祉事務所	指摘数/ ケース検討数	※ 60/126	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について	※ 50/134	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 査察指導機能の充実強化について	※ 46/140	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 査察指導機能の充実強化について				
	文書指摘率	※ 47.6%		※ 37.3%				※ 32.9%			
	評価	※ D		※ 厚				※ B			
福祉事務所	指摘数/ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										
福祉事務所	指摘数/ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										

(注) 1 上記の内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。

2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く)で指摘した事項を記入すること。

3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。

4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

5 様式中「※」印は、記載例である。

平成19年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主 催	開催地
生活保護関係	福祉事務所新任査察指導員 研修	7月11日(水) ～ 7月13日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所新任所長研修	7月25日(水) ～ 7月27日(金)	同 上	同 上
	全国生活保護査察指導員 研究協議会	8月22日(水) ～ 8月24日(金)	厚生労働省	東京都 (ビッグサイト)
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (生活保護担当)	9月12日(水) ～ 9月14日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
社会福祉法人関係	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (第1回社会福祉法人・老 人福祉施設担当)	5月16日(水) ～ 5月18日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (第2回社会福祉法人・老 人福祉施設担当)	5月30日(水) ～ 6月 1日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (社会福祉法人・障害者福 祉施設担当)	6月13日(水) ～ 6月15日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修 (社会福祉法人・児童福祉 施設担当)	6月27日(水) ～ 6月29日(金)	同 上	同 上